

阪急嵐山駅前オープンカフェ（仮称）企画運営業務 受託候補者評価要領

（趣旨）

第1条 この要領は、阪急嵐山駅前オープンカフェ（仮称）企画運営業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

（評価項目、配点及び企画提案を求める事項）

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める当該プロポーザルの評価項目及び配点及び第2号に定める当該プロポーザルの企画提案を求める事項は、別表のとおりとする。

（評価方法）

第3条 当該プロポーザルの評価は、「阪急嵐山駅前オープンカフェ（仮称）」企画運営業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、提出資料に基づき、阪急嵐山駅前オープンカフェ（仮称）企画運営業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて評価する。

- 2 各評価者の平均点が6割を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点と同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。
- 3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点と同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

（参加者が1者の場合の措置）

第4条 参加者が1者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が7割を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し受託候補者として選定する。

附則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。

附則

この改正要領は、令和元年6月21日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目	配点	企画提案を求める事項
企画内容	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の出店については西京区の魅力を発信できるような飲食店を確保できる内容となっているか。 ・飲食店以外の催しについて、西京区の魅力を区内外の方に発信できる内容となっているか。 ・西京区役所が提供する資料等を来場者に配布するなど西京区の魅力を発信できる内容となっているか。 ・西京区内の他のイベントと連携を図るなどにより、西京区への観光客増加が図れ、区民も楽しめる内容となっているか。
広報戦略	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨、西京区の抱える課題等を踏まえ、効果的な広報戦略となっているか。
集客対策	10点	<p>上記の広報戦略のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な集客対策が講じられているか。
運営体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するに当たり、十分な人員を確保できる体制となっているか。 ・イベント時の交通整理など安全対策が適切か。
類似業務の実績	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $10点 \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$
計	100点	

第1号様式（第3条関係）

阪急嵐山駅前オープンカフェ（仮称）企画運営業務 受託候補者審査表

審査者名（ ）

評価項目	評価項目	配点					備考
		A	B	C	D	E	
企画提案	飲食店の出店については西京区の魅力を発信できるような飲食店を確保できる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	飲食店以外の催しについて、西京区の魅力を区内外の方に発信できる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	西京区役所が提供する資料等を来場者に配布するなど西京区の魅力を発信できる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	西京区内の他のイベントと連携を図るなどにより、西京区への観光客増加が図れ、区民も楽しめる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
広報	本業務の趣旨、西京区の抱える課題等を踏まえ、効果的な広報戦略となっているか。	20	16	12	8	4	
集客対策	効果的な集客対策が講じられているか。	10	8	6	4	2	
運営体制	本業務を遂行するに当たり、十分な人員を確保できる体制となっているか。	5	4	3	2	1	
	イベント時の交通整理など安全対策が適切か。	5	4	3	2	1	
類似業務の実績	類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。	10	8	6	4	2	
見積金額	以下の式により配点する。(小数点以下は切り捨て) 10点×(受託希望者中の最低見積額) / (各受託希望者の見積額)						
合計得点							

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分

※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。